平成１８年（排）第７号

排　除　命　令　書

大阪市浪速区敷津東三丁目３番２３号
ニコニコのり株式会社
同代表者　代表取締役　野　澤　兆　博

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

1　ニコニコのり株式会社は，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売した「岩海苔ウップル味付け」と称する食品のり（１２切６０枚入り）及び「岩海苔ウップル韓国風」と称する食品のり（８切８枚６袋入り）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１４年３月ころから平成１８年２月ころまでの間に行った，当該食品のりの原材料として養殖ののりを用いているにもかかわらず，あたかも，岩礁等に自生する岩のりを用いているかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該食品のりの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　ニコニコのり株式会社は，今後，「岩海苔ウップル味付け」と称する食品のり（１２切６０枚入り）及び「岩海苔ウップル韓国風」と称する食品のり（８切８枚６袋入り）又はこれらと同種の食品のりの取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　ニコニコのり株式会社は，今後，「岩海苔ウップル味付

け」と称する食品のり（１２切６０枚入り）及び「岩海苔ウップル韓国風」と称する食品のり（８切８枚６袋入り）又はこれらと同種の食品のりの取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該食品のりの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　ニコニコのり株式会社は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　ニコニコのり株式会社（以下「ニコニコのり」という。）は，肩書地に本店を置き，食品のり等の製造販売業を営む事業者である。

2　ニコニコのりは，平成１４年３月ころから平成１８年２月ころまでの間，「岩海苔ウップル味付け」と称する食品のり（１２切６０枚入り。以下「岩海苔ウップル味付け」という。）及び「岩海苔ウップル韓国風」と称する食品のり（８切８枚６袋入り。以下「岩海苔ウップル韓国風」という。）を，それぞれ，国内で採取された生のりを板状に乾燥させたのりを原材料として，これを味付け加工し，小片にしてそのまま円筒型容器に又は小片８枚をそれぞれ６つの小袋に詰めた上で，当該小袋６袋を包装袋（以下「外装袋」という。）に詰めて，取引先の販売業者を通じて一般消費者に販売している。

3　岩のりは，岩礁等に自生するのりであり，採取量が極めて僅少であることから，希少価値があり，一般的に，養殖ののりと比較して高級感があるものとして認識されている。

4　ニコニコのりは

⑴　岩海苔ウップル味付けの円筒型容器のラベル（別添写し１）の表面の中心と見られる部分に「岩海苔ウップル味付け」と

⑵　岩海苔ウップル韓国風の外装袋（別添写し２）の前面に「岩海苔ウップル韓国風」と

それぞれ記載することにより，あたかも当該食品のりの原材料として岩のりが用いられているかのように表示しているが，実際には，原材料として岩のりは用いられておらず，養殖ののりが用いられているものであった。

なお，ニコニコのりは，岩海苔ウップル味付けの円筒型容器のラベルの前記(1)の部分と異なる部分に「古来より育まれた岩海苔を養殖し、風味豊かに味付けしました。」と，また，岩海苔ウップル韓国風の外装袋の裏面に「古来より育まれた岩海苔を養殖し、香り豊かな純正ごま油と伯方の塩(自然塩)で味付けしました。」と記載しているが，当該表示は，前記原材料ののりに岩のりが用いられているものであるかのように示す表示と同一視野に入る箇所に見やすく記載されたものではない。

5　本件について，当委員会が調査を開始したところ，ニコニコのりは，平成１８年２月２８日ころまでに，岩海苔ウップル味付け及び岩海苔ウップル韓国風の出荷を取りやめるとともに，流通している当該食品のりを回収した。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，ニコニコのりは，食品のりの内容について，不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成１５年法律第４５号）附則第１条ただし書に規定する施行の日前に係る表示にあっては，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり，かかる行為は，同施行の日前に係る表示についてなお従前の例によることとする同法附則第２条の規定により，改正前の景品表示法第４条第１号の規定に，また，同施行の日以後に係る表示にあっては，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，同施行の日以後に係る表示について改正後の規定を適用することとする同法附則第２条の規定により，景品表示法第４条第１項第１号の規定に，それぞれ違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年3月２３日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　　竹　　島　　一　　彦

委　員　　柴　　田　　愛　　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

円筒型容器　ラベル（表面の中心と見られる部分）



円筒型容器　ラベル（表面の中心と見られる部分と異なる部分）



外装袋　前面


旨味仕込
岩海苔
ウップル®
純正ごま油と伯方の塩で味付けしました。
味仕込
韓国風
6袋詰
板のり6枚分/1袋8切8枚入
韓国風
旨味仕込
岩海苔
ウップル®
韓国風

外装袋　裏面


笑顔の食卓文化。
ニコニコのりは、いつも美味しさと品質の向上を目指し、健康で楽しい食生活をご家庭におとどけします。
名称 味付のり
原材料名 乾のり、ごま油、食塩、酸化防止剤(ビタミンC(大豆由来))
内容量 板のり6枚分(1袋8切8枚×6袋)
賞味期限 表面下部に記載
保存方法 高温・多湿の場所をさけて、冷暗所に保存してください。
製造者 ニコニコのり株式会社
〒555-0012
大阪市浪速区敷津東3-3-23
製造所固有記号は賞味期限の下に記載
★保存は正しく
のりはとても湿りやすい食品です。開封後は密封して保存し、なるべくお早めにお召し上がりください。
〈御注意〉乾燥剤入
乾燥剤は食べられませんのでお取り扱いに注意してください。
原材料の材質
外袋:PP(ポリプロピレン)
内袋:PP(ポリプロピレン)、M(アルミ箔)
トレー:PS(ポリスチレン)
※捨てるときは、お住まいの自治体の定める方法に従ってください。
本商品は、純正ごま油のみを使用しております。製造上使用量によりましては、フィルム内に油滴が生じる場合がありますが、品質上問題はありません。
岩海苔
ウップル。
韓国風
古来より育まれた岩海苔を贅沢し、香り豊かな純正ごま油と伯方の塩(自然塩)で味付けしました。原藻の美味しさを生かすための大きめカットによる小穴と独特の食感が岩海苔の特徴です。
そのままおつまみに!
あたたかいご飯に!
おにぎりに!
お茶漬け・ぞうすいに!
スープやラーメンに!
サラダに!
〈お気づきの点、お問合せ〉
お客様相談室:06-6647-2525
4 902122 031350
「ウップル」は、ニコニコのりの登録商標です。
2006. 3.26
賞味期限